

武蔵野市健康福祉施策推進審議会傍聴要領

(目的)

第 1 条 この要領は、武蔵野市健康福祉施策推進審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴の手続)

第 2 条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日、傍聴受付簿に住所、氏名、連絡先を記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第 3 条 傍聴人の定員は、会場の広さに応じて設定する。ただし、審議会の会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めるときは、立席として傍聴人を傍聴席に入れることができる。

(傍聴席以外の入場禁止)

第 4 条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ラジオ、拡声器、マイクその他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が職務執行上支障があると認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第 6 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てる等議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(写真、動画等の撮影及び録音等の禁止)

第 7 条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第 8 条 傍聴人は、会議を非公開とする審議会の議決があったときは、速や

かに退場しなければならない。

（係員の指示）

第9条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第10条 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。